平成 22 年度　事務事業事後評価調書（平成　21　年度事業）

整理番号	5	ー	31

1　事務事業の表示

※ ■ ： 該当

事務事業名	児童手当支給事業					
評価者	担当課名		保健福祉課	担当係名		社会福祉係
	管理職	職名	課長	作成者	職名	係長
		氏名	葛西隆		氏名	前田忠和
事業の概要	12歳到達後、最初に迎える3月31日までの間にある児童（小学校終了前の児童）を養育している方に対して、児童手当を支給している。3歳未満　1律1万円（月額）、3歳以上　第1子　5千円（月額）、第2子　5千円（月額）、第3子　1万円（月額）					

事業費（全体計画 /単年度繰返 （平成 20 年度～ 24 年度））	
国・道支出金	106,816 千円
地方債	千円
その他	千円
一般財源	42,524 千円
事業費計	149,340 千円

実施方法	■ 直営	民間委託	その他（　）
第 5 期 総合計画（前期）	■ 登載事業	非登載事業	優先度 B

事業の位置付け			
政策目標	2	ぬくもり・雄武～保健・医療・福祉の充実～	
基本施策	8	子育ち・子育ての充実	
単位施策	3	少子化問題への対応	
事務事業の種類		自治事務	■ 法定受託事務
その他計画・根拠等	児童手当法		

事業費 実施年度	20年度（実績）	21年度（実績）	22年度(見込)	23年度(計画)	24年度(計画)
国・道支出金	21,248 千円	19,319 千円	18,828 千円	21,092 千円	20,852 千円
地方債	千円	千円	千円	千円	千円
その他財源	千円	千円	千円	千円	千円
雄武町負担額（一般財源）	8,477 千円	8,271 千円	8,052 千円	8,428 千円	8,308 千円
合計	29,725 千円	27,590 千円	26,880 千円	29,520 千円	29,160 千円

2　事務事業の目的・内容（Plan・Do）

【誰、何が（対象）】	小学校修了前までの児童を監護する町民	望ましい指標（目的達成状況を最も端的に表す理論上の成果指標）		
【抱える課題やニーズは】	養育に係る費用が及ぼす生活費等の圧迫の軽減及び解消	全受給者への支給		
		指標（指標計算式／解説）	目標値及び実績値	
【どのような状態になることを目指したのか（意図）】	養育者の金銭的不安を解消するとともに、今後、出産を向かえる若い世代に対する養育に関する安心の獲得	① 対象児童数	目標年度	平成21年度
			目標値	345 人
			実績値	345 人
			達成度	100.0 %
【その結果、どのような成果を実現したいか】※成果＝目的	児童を養育している者の生活の安定、児童の健全な育成及び資質の向上が図られる。	②	目標年度	
			目標値	
			実績値	
			達成度	%

内容（どのような手段で何を行ったか）	
②金銭支給	年3回（1回の給付当たり4ヶ月分）、受給者に支給した。

3　事務事業の評価（Check）

（1）事務事業の必要性（町民ニーズ・社会情勢に照らして妥当か、町が担う必要があるか。当該事務事業を実施しない場合の支障、既存事務事業との機能重複や見直しによる対応可能性）

必要 必要／概ね必要／課題あり	■義務的なもの ■全部 □一部	自治体の義務的事業であり、児童を養育している者に支給することにより、生活の安定、児童の健全な育成および資質の向上を図るうえで必要と判断される。

(2)事務事業の有効性（期待する効果が得られたか）

有効 有効／概ね有効／課題あり	設定した目標値の達成状況 ■達成 □ほぼ達成 □下回る	受給対象者に滞りなく支給することにより、目的は十分達成されたと判断される。

(3)事務事業の効率性（コストに見合った効果が得られたか、計画上のコストを下げる工夫をしたか）

効率的 効率的／概ね効率的／課題あり	判断の理由 □事業費抑制 □人員削減 □時間短縮・作業軽減 ■その他	児童手当法に基づく事務であり効率的である。

(4)事務事業の公平性

公平 公平／概ね公平／公平でない	判断の理由 □受益者負担がある □受益者負担がない □受益が一部に偏る ■その他	法による自治体の義務的事業であり、公平性は保たれている。

4　総合評価【A～D】

A：計画通り事業が進んでいる。目標が達成された。今後も計画通り事業を進めることが適当　等
B：ほぼ計画通りに進んでいるが目標に達成していない。事業の進め方に改善が必要　等
C：当初の計画を達成できていない。事業規模、内容、実施主体等の見直しが必要　等
D：事業効果が表れていない。事業の統合、休・廃止の検討が必要　等

自己評価（一次評価）	評価会議評価（二次評価）	町長評価（三次評価）
A	A	
児童を養育している者に支給することにより生活の安定、児童の健全な育成及び資質の向上を図るうえで、計画どおり事業を進めることが適当と判断される。	同左	

今後の展開方向
（Action）

継続／統合	継続／統合	
子ども手当法施行により平成２２年度が最終年となる予定であるが、以後、２年間は債権の時効処理のため、一定の予算措置が必要で、平成２５年度には終了予定である。	同左	

＊展開方向の区分
○ 継続／現状維持又は拡充又は縮小又は統合又は内容の見直し・変更　○ 終了　○ 休止　○ 廃止

5　その他特記事項（アンケート調査など外部評価を受けた場合は、その旨記入）